

新成人のみなさん、おめでとうございます！

# 20歳になったら国民年金！

国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入し、国民年金の保険料を納めることになります。

▶ 問合せ 役場住民課

## ● 国民年金の種類

国民年金の被保険者は、それぞれの立場により次の3種類に分かれます。

### 第1号被保険者

自営業、アルバイト、学生の人等で、20歳以上60歳未満の人

#### 【保険料】

毎月決まった保険料をご自身で納めます。

### 第2号被保険者

厚生年金や共済組合に加入している会社員、公務員等

#### 【保険料】

保険料は給料から差し引かれます。

### 第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

#### 【保険料】

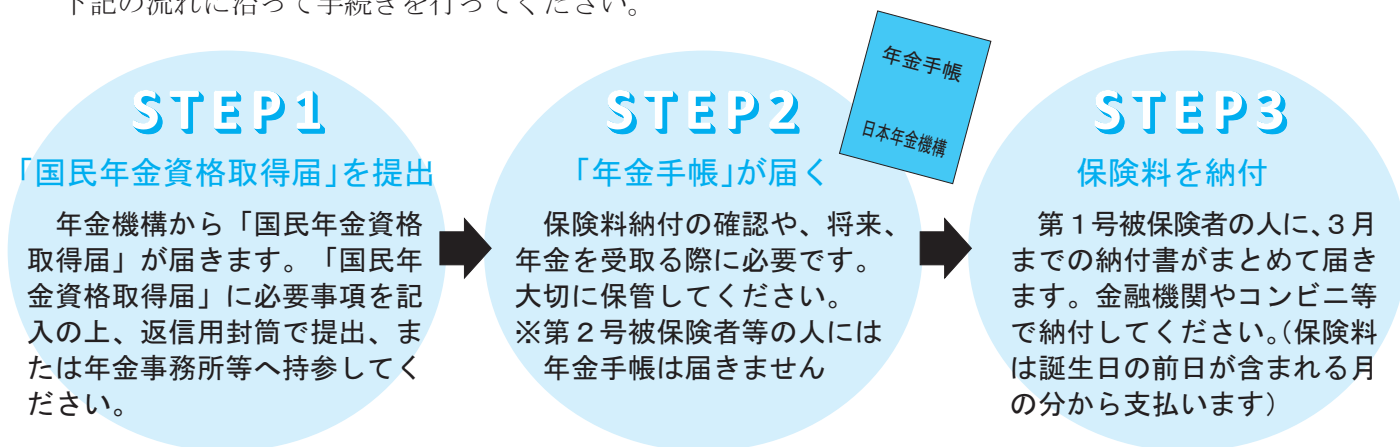
ご自身で納める必要はありません。第2号被保険者の加入している年金制度が負担します。

## ● 国民年金（基礎年金）3つのメリット

- ① 老齢基礎年金：老後を支えます
- ② 障害基礎年金：病気やけが等で障がいの状態になったときに支えます
- ③ 遺族基礎年金：加入者が亡くなったとき、子のある妻、子を支えます

## ● 国民年金加入の流れ

20歳になると日本年金機構から、国民年金に関する通知が届きます。加入の手続きが必要ですので、下記の流れに沿って手続きを行ってください。



収入等がなく保険料を納めることが困難な場合は、「学生納付特例制度」(学生のみ)、「若年者納付猶予制度」(30歳未満)等の保険料納付猶予制度があります。

詳細は、半田年金事務所 (☎ 21-2322) または役場住民課国民年金担当までお問合せください。